田辺市人権施策推進本部設置要綱

平成 18 年 12 月 1 日

(設置)

第1条 本市における人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、田辺市人権施策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 本市における人権施策を推進するための方針(次号において「基本方針」という。)の策定及び実施に関すること。
 - (2) 基本方針の策定及び実施における関係部課等の調整に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(推進本部)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長、副本部長は助役、収入役、教育長及び水道事業管理者の職にある者をもってそれぞれ充 て、委員は、部等の長の職(これに相当する職を含む。)にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、本部を統括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、前条第2項に規定する順序により、その職務を代理する。

(幹事会)

- 第5条 推進本部に、推進本部から付託された事項に係る調査、研究及び協議を行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、企画部長をもって充て、幹事は、課等の長の職(これに相当する職を含む。)にある者のうちから市長が任命する。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。
- 5 幹事長は、幹事会に分科会を設けることができる。

(作業部会)

- 第6条 幹事会に、特定の事項に係る調査及び研究を専門的に行うため、作業部会を置く。
- 2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
- 3 作業部会長は、企画部人権推進課長の職にある者をもって充て、作業部会員は、係長の職(これに相当する職を含む。)にある者のうちから市長が任命する。
- 4 作業部会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会長に事故があるときは、作業部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 作業部会長は、作業部会に分科会を設けることができる。

(会議)

- 第7条 推進本部、幹事会又は作業部会の会議は、それぞれ本部長、幹事長又は作業部会長がそれぞれ招集し、 その議長となる。
- 2 本部長、幹事長及び作業部会長は、必要に応じ、会議に学識経験者等の出席を求め、その意見又は説明を 聴くことができる。

(事務局)

第8条 推進本部、幹事会及び作業部会の事務局は、企画部人権推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附目

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

田辺市人権施策推進本部体制

推進本部

本部長	市長
副本部長	助役
副本部長	収入役
副本部長	教育長
副本部長	水道事業管理者
委 員	政策調整部長
委 員	企画部長
委 員	総務部長
委 員	市民部長
委 員	保険福祉部長
委 員	環境部長
委 員	商工観光部長
委 員	農林水産部長
委 員	森林局長
委 員	建設部長
委 員	龍神行政局長
委 員	中辺路行政局長
委 員	大塔行政局長
委 員	本宮行政局長
委 員	消防長
委 員	議会事務局長
委 員	教育総務部長
委 員	生涯学習部長
委 員	理事(2名)

幹事会

幹事長	企画部長
幹事	政策調整課長
幹事	広聴広報課長
幹事	人権推進課長
幹事	男女共同参画推進室長
幹事	情報政策課長
幹事	総務課長
幹事	防災対策室長
幹事	市民課長
幹事	税務課長
幹事	保険課長
幹事	保健福祉総務課長
幹事	子育て推進課長
幹事	やすらぎ対策課長
幹事	健康増進課長
幹事	環境課長
幹事	商工振興課長
幹事	農政課長
幹事	山村林業振興課長
幹事	都市計画課長
幹事	建築住宅課長
幹事	龍神行政局総務課長
幹事	中辺路行政局総務課長
幹事	大塔行政局総務課長
幹事	本宮行政局総務課長
幹事	水道業務課長
幹事	消防本部総務課長
幹事	議会事務局次長
幹事	総務学事課長
幹 事	学校教育課長
幹 事	生涯学習課長
幹 事	児童育成課長

作業部会

部会長	人権推進課長
部会員	総合政策係長
部会員	広報係長
部会員	市民活動推進係長
部会員	市民生活係長
部会員	人権推進課庶務係長
部会員	人権推進係長
部会員	男女共同参画推進室主任
部会員	情報政策係長
部会員	人事係長
部会員	防災対策室主任
部会員	庶務年金係長
部会員	保健福祉総務課庶務係長
部会員	こども家庭係長
部会員	保育係長
部会員	高齢福祉係長
部会員	障害福祉係長
部会員	介護保険係長
部会員	健康管理係長
部会員	環境企画係長
部会員	商工労政係長
部会員	農政係長
部会員	都市計画課計画係長
部会員	住宅係長
部会員	龍神行政局総務係長
部会員	中辺路行政局総務係長
部会員	大塔行政局総務係長
部会員	本宮行政局総務係長
部会員	消防総務課庶務係長
部会員	教育学事係長
部会員	学校教育課指導係長
部会員	生涯学習課企画推進係長
部会員	公民館係長
部会員	児童育成課育成係長

田辺市人権教育啓発推進懇話会設置要綱

平成17年5月1日

(設置)

第1条 本市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため、田辺市人権教育啓発推進懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し必要な事項を審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

- 第3条 懇話会は、委員30人以内で組織し、人権問題に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員は、前条の規定により審議結果を報告したときは、その任を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 懇話会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 2 懇話会は、委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書等の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画部人権推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

会 長

副会長

田辺市人権教育啓発推進懇話会委員名簿

(敬称略、順不同)

氏 名	選出団体
矢 野 敏 昭	田辺市企業人権推進協議会
小 川 浩 樹	田辺市議会
西田孝道	田辺市公民館連絡協議会
前 田 司 枝	生涯学習(人権)推進員
廣畑和男	田辺市三地区人権教育推進協議会
田 中 功	田辺市社会教育委員
中 山 康 彰	田辺市小・中学校校長会
有 本 美 代	田辺市男女共同参画連絡会
中 西 力三郎	田辺市身体障害者連盟
志 波 元 昭	田辺市人権擁護連盟
平 谷 豊 子	田辺市人権擁護連盟
松本至弘	龍神人権委員会
後藤孝二	龍神人権委員会
西畑富夫	中辺路人権委員会
小 森 修	中辺路人権委員会
杉 本 憲 彦	大塔人権委員会
田 上 殖	大塔人権委員会
山 西 茂	本宮人権委員会
小 松 貞 子	本宮人権委員会
前 田 久 子	田辺市男女共同参画推進員
岩本明市	田辺市自治会連絡協議会
河 中 亨	田辺市民生児童委員協議会
湯口好章	田辺市PTA連合会
市田駿太郎	田辺市老人クラブ連合会
愛 須 雅 子	田辺人権擁護委員協議会田辺部会
石 垣 実 男	学識経験者
尾前陽三	学識経験者

※役職名は就任当時のもの

「人を大切にする教育」の基本方針

平成 17 年 10 月 1 日

はじめに

わたしたち田辺市民は、新たに制定された田辺市民憲章の中に、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」とうたい、その実現につとめます。

わたしたちの先人は、病気や災害、貧困、戦争などさまざまな困難の中にも人を育て、まちをつくり、 今日の社会を築いてきました。わたしたちはこれを受けつぎ、さらに一人ひとりが住みよいまちにして、 次代に引きつがなければなりません。美しい自然環境を残し、すばらしい施設や設備をそなえることはも ちろん大切ですが、それにもまして、今こそ人権がまもられ、人として生きることが大切にされる社会に しなければなりません。

基本的人権は、憲法に保障されたすべての国民が等しく受けることのできる権利です。憲法にも明記されているように、この人権は、わたしたち市民や行政、公的機関、各種の組織・団体など、すべての人々の不断の努力によって保持しなければならないことを強く自覚し、その実践につとめたいと思います。

また、人を大切にする心は、家庭や学校、地域社会の中で、多くの人と人との触れ合いや、いろいろな経験をとおして育てられるものです。しかし、大きな社会の変動は、人の孤立化を強めていることも十分考慮し、教育に託される責任を果たしていきたいと思います。

わたしたちの住む田辺市にも、人権にかかわって解決していかなければならない課題があります。そのための基本的な方策をここに示し、戦後の早い時期から部落問題の早期解決にとりくみ、一人ひとりの人権認識を深め、大きな成果をあげられた各地の先達に学び、人が大切にされる住みよいまちづくりをすすめることを決意いたします。

基本方針

日本国憲法に保障された基本的人権がまもられ、田辺市民憲章に示されている明るく平和なまちづくりをめざして、わたしたち市民と行政、公的機関、各種の組織・団体等は互いに協力し、生活の中にある人権にかかわるすべての問題の解決にとりくみ、学習を深めます。

《目標》

部落問題の解決にむけてとりくんできたことをふまえ、わたしたちの人権認識を深めて、しあわせに生 きることのできる社会をつくります。

- 1. 家庭や地域、職場、団体など、わたしたちの日ごろの生活で人権が大切にされる社会をつくります。
- 2. 障害のある人や高齢者、女性、そのほか社会的に弱い立場におかれてきた人たちが、予断や偏見で不当な扱いを受けない社会をつくります。
- 3. すべての子どもが健全に育つことのできる社会をつくります。

《方策》

健康で豊かな生活をめざして、わたしたち一人ひとりが、生涯にわたって学習することを大切にし、その活動の中で人権が大切にされる社会をつくります。

1. 就学前教育

乳幼児期は、人間としての基礎を育てる段階とおさえ、乳幼児一人ひとりが成長に見合った生活習慣を身につけ、豊かな心と社会性のめばえる育児・保育環境をととのえます。

2. 学校教育

学校教育にあっては、人権を大切にした社会生活ができる基礎的な力を育てる段階とおさえ、一人ひとりの発達段階を十分考慮しながら、自立に向けた教育をすすめます。

そのため、特に次のことを大切にします。

- (1) 小学校教育では、基本的な生活習慣と基礎学力を身につけ、集団生活をとおして、人を大切にできること。
- (2) 中学校教育では、確かな学力と正しい判断力を身につけ、人権認識を深め、生き方を大切にできること。
- (3) 義務教育終了後の教育の場では、義務教育で培った力をさらに充実し、社会を大切にできること。

3. 社会教育

社会教育では、日常生活の中で自己を高める学習をすすめ、おたがいの連携を強くし、しあわせに生きることのできる社会をつくります。

そのため、特に次のことを大切にします。

- (1) 一人ひとりが家庭や地域、職場、団体などで、人権の学習をはじめ、豊かな人間や地域社会をつくるための活動にすすんで参加すること。
- (2) 人権や生活にかかわる問題の解決にとりくむ学習の場を大切にし、市民全体の課題として解決していくこと。

4. 行政

行政は、人権や生活にかかわる問題の解決にとりくむ市民の活動を積極的に支援し、その条件整備の 充実につとめます。

世界人権宣言

1948 年 12 月 10 日 第 3 回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、 正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮 行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及 び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望とし て宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の 普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したの で.

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約 を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、 尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心 とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動し なければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治 上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門 地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差 別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利 と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、 信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他の なんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は 地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかな る差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利 を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。 奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止す る。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的 権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所に よる効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する 刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所 による公正な公開の審理を受けることについて完全に平 等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して 攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉 又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居 住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難すること を求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的 及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援 用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国

籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ 成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、 社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有 する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利 を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並 びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、 布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明 する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を 有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ 有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受け る権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の 尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を

受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を 組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有 給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有す る。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ 社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由 の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、す べての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、 寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、 国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を 有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を 鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を 有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的 作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利 を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に 実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中 にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連 合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は 個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を 目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する 行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。 昭和21年11月3日発行昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものてあつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して 他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、 普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権 を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であ ると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高 な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

- 第10条 本国民たる要件は、法律でこれを定める。
- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。 又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的 又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。
- 第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国 民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕

者ではない。

- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保 障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
- 第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令 又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平 穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたた めにいかなる差別待遇も受けない。
- 第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けた ときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、 その賠償を求めることができる。
- 第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。 いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の 権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これ を侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転 及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵 されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が 同等の権利を有することを基本として、相互の協力によ り、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並び に婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律 は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定さ れなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を 営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保 障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならな い。
- **第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護 する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育 は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために 用ひることができる。
- 第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- **第31条** 何人も、法律の定める手続によらなければ、その 生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せら れない。
- 第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪は れない。
- 第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、 権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯 罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別 の令状により、これを行ふ。
- 第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。
- 第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を 充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続に より証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護 人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼す ることができないときは、国でこれを附する。
- 第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。
- 第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無 罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。 又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれ ない。
- 第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国

民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託さ れたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定 平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発と は、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報そ の他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権 教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の青務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育 及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の青務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権 啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の 翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号) 第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項 についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権関係年表 (1)

年	国際状況	国内状況	県内状況	田辺市の状況
1945年 (昭和20年)	・「国際連合」設立			
1946年 (昭和21年)		・「日本国憲法」公布		
1947年 (昭和22年)		・「日本国憲法」施行 ・「教育基本法」施行		
1948年 (昭和23年)	・「世界人権宣言」採択	「人権擁護委員令」公布[人権 擁護委員制度が発足]「児童福祉法」施行「優生保護法(現 母体保護 法)」制定		
1949年 (昭和24年)	・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	•「人権擁護委員法」施行		
1950年 (昭和25年)		「身体障害者福祉法」施行「生活保護法」施行「保護司法」施行		•「田辺市人権擁護連盟」創立
1951年 (昭和26年)	・「難民の地位に関する条約 (難民条約)」採択	• 「児童憲章」制定		
1952年 (昭和27年)	・「婦人の参政権に関する条約」採択	•「外国人登録法」施行		
1953年 (昭和28年)		・「らい予防法」施行		
1955年(昭和30年)		• 「婦人の参政権に関する条 約」批准		
1956年 (昭和31年)		•「国際連合」加盟		
1958年 (昭和33年)		• 「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准		
1959年 (昭和34年)	・「児童の権利に関する宣言」 採択			
1960年 (昭和35年)		• 「同和対策審議会」設置		
1963年 (昭和38年)		• 「老人福祉法」施行		
1965年 (昭和40年)	• 「あらゆる形態の人種差別の 撤廃に関する国際条約(人種 差別撤廃条約)」採択	• 同和対策審議会答申		
1966年 (昭和41年)	•「(国際人権規約)」採択			
1967年 (昭和42年)	・「難民の地位に関する議定書」採択			
1968年 (昭和43年)	・国際人権年 ・第1回世界人権会議			
1969年 (昭和44年)		• 「同和対策事業特別措置法」 施行		
1970年 (昭和45年)	• 国際教育年	•「心身障害者対策基本法」施 行	・「和歌山県同和対策長期計 画」策定	
1971年 (昭和46年)	・人種差別と闘う国際年 ・「精神薄弱者の権利宣言」採 択			
1973年 (昭和48年)	• 「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択		•「和歌山県同和教育基本方針」策定	
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・「障害者の権利宣言」採択			
1976年 (昭和51年)	・「国連婦人の10年(1976~ 1985年)」宣言			
1978年 (昭和53年)		「同和対策事業特別措置法の 一部を改正する法律」施行		

人権関係年表 (2)

年	国際状況	国内状況	県内状況	田辺市の状況
1979年 (昭和54年)	・「女子に対するあらゆる形態 の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」採択 ・国際児童年	•「国際人権規約」批准		
1981年 (昭和56年)	• 国際障害者年	「障害者の日(12月9日)」設定「(難民条約)」加入「犯罪被害者等給付金支給法(現 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律)」施行		
1982年 (昭和57年)	「高齢者に関する国際行動計画」「国連障害者の10年(1983~1992年)」宣言	 「地域改善対策特別措置法」施行 「人権擁護委員の日(6月1日)」設定 「障害者対策に関する長期計面」決定 	• 「障害者にかかる和歌山県長期行動計画」策定	
1983年 (昭和58年)			•「和歌山県同和対策基本計画」策定	• 「田辺市企業同和推進協議会 (現 田辺市企業人権推進協 議会)」結成
1984年 (昭和59年)	・「拷問及び他の残虐な、非人 道的な又は品位を傷つける 取扱い又は刑罰に関する条 約(拷問等禁止条約)」採択	・ 地域改善対策協議会意見具 申「今後における啓発活動の あり方について」		
1985年 (昭和60年)	• 国際青年年	•「(女子差別撤廃条約)」批准		
1986年 (昭和61年)	・「発展の権利に関する宣言」 採択 ・国際平和年	・「(男女雇用機会均等法)」施 行 ・「長寿社会対策大綱」策定		
1987年 (昭和62年)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行		
1988年 (昭和63年)			・「わかやま女性プラン」策定 ・「和歌山県同和対策総合推進 計画」策定	
1989年 (平成元年)	• 「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)」採択	 「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略(ゴールドブラン)」策定 「出入国管理及び難民認定法(入管法)」改正 「後天性免役不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行 		
1990年 (平成2年)	• 国際識字年		・「和歌山県同和保育基本方 針」策定	
1991年 (平成3年)	・「高齢者のための国連原則」 採択	• 「日本国との平和条約に基づ き日本の国籍を離脱した者等 の出入国管理に関する特例 法」施行		
1992年 (平成4年)	・「アジア太平洋障害者の10年 (1993〜2002年)」行動課題 採択	• 「(地対財特法)の一部を改正する法律」施行	• 「識字問題にかかる和歌山県 長期行動計画」策定	田辺市国際交流センター設置
1993年 (平成5年)	・世界人権会議開催(ウィーン) ・「女性に対する暴力の撤廃に 関する宣言」採択 ・「障害者の機会均等に関する 標準規則」採択 ・世界先住民年	・「障害者対策に関する新長期計画」決定・「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正、施行	• 「和歌山県老人保健福祉計画」策定	
1994年 (平成6年)	・「人権教育のための国連10年 (1995〜2004年)」宣言 ・国際家族年	 「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)」批准 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について (エンゼルブラン)」策定 「(新ゴールドブラン)」策定 「(ハートビル法)」施行 	・「紀の国障害者プラン」策定	

人権関係年表 (3)

年	国際状況	国内状況	県内状況	田辺市の状況
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議(北京) 開催、「北京宣言及び行動綱領」採択国連総会「万人のための社会に向けて」決議国際寛容年	・「(人種差別撤廃条約)」批准 ・「人権教育のための国連10年 推進本部」設置 ・「高齢社会対策基本法」施行 ・「障害者プラン-ノーマライ ゼーション七ヵ年戦略-」策定		
1996年 (平成8年)	・貧困撲滅のための国際年	 地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」 「男女共同参画2000年プランJ策定 「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「更正保護事業法」施行 	「和歌山県福祉のまちづくり 条例」制定「和歌山県国際協力推進指 針」策定	「『人を大切にする教育』の基本方針」策定(田辺市教育委員会)
1997年 (平成9年)		 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 「人権擁護施策推進法」施行 「(地対財特法)の一部を改正する法律」施行 「男女雇用機会均等法」改正・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」施行 	・ 「喜の国エンゼルプラン」策定 ・ 「『人権教育のための国連10 年』和歌山県推進本部」設置 ・ 「和歌山県環境基本条例」制 定	・田辺女性センター「WISH」(現田辺市男女共同参画センター)設置
1998年 (平成10年)		 「高年齢者等の雇用の安定に関する法律(高齢者雇用安定法)」一部改正 「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改正、施行 	和歌山県女性センター「りいぶる」設置「喜の国障害者プラン実施計画」策定和歌山県国際交流センター設置	
1999年 (平成11年)	 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)の選択議定書」採択 国際高齢者年 	・ 人権擁護推進審議会答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する基本的事項について」・「男女共同参画社会基本法」施行・「(児童買春・児童ポルノ禁止法))施行・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行[エイズ予防法を廃止]・「被害者等通知制度」施行	 「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」策定 「和歌山県同和行政総合推進プラン」策定 「わかやま長寿プラン2000」策定 	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択・「武力紛争における児童の関与に関する条約の選択議定書」採択・「児童売春、児童買する条約の選択議定書」採択・関する条約の選択議定書」採択	 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「穴通パリアフリー法)」施行 「社会福祉法(旧社会福祉事業法)」改正[指紋押なつ制度全廃] 「犯事被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する活費に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」施行 	 「和歌山県男女共生社会づく りブランJ策定 「わかやま長寿プラン2000」 策定 	

人権関係年表 (4)

年	国際状況	国内状況	県内状況	田辺市の状況
2001年 (平成13年)	・「国連識字の10年(2003〜 2012年)」宣言	人権擁護推進審議会答申「人権救護制度の在り方について」「人権擁護委員制度の改革について」 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「ハンセン病療養所入所者等に対する保障金の支給等に関する法律」施行 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(旧犯罪被害者等給付金支給法)」改正、施行 「必要ないる。」	・「和歌山県情報公開条例」制定 ・「わかやまの青少年プラン」 策定	
2002年 (平成14年)	・「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効・「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効・「高齢化に関する国際行動計画」決定・「新アジア太平洋障害者の10年(2003~2012年)」行動課題採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「児童の売買、児童買春及び児童ボルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准 「同害者基本計画」策定 「身体障害者補助犬法」施行 「グロバイダ責任制限法)」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	 「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」制定 「和歌山県男女共同参画推進条例」制定 「和歌山県個人情報保護条例」制定 	
2003年 (平成15年)		・「個人情報の保護に関する法律」制定	「和歌山県男女共同参画基本計画」策定「わかやま長寿プラン2003」 策定「和歌山県国際化推進指針」 策定	
2004年 (平成16年)	・「人権教育のための国際計画」採択	「児童虐待の防止等に関する 法律」改正「性同一性障害者の性別の取 扱いの特例に関する法律」施 行	針」策定	
2005年 (平成17年)		「男女共同参画基本計画(第2次)」策定「犯罪被害者等基本法」施行「発達障害者支援法」施行		「『人を大切にする教育』の基本方針」改訂「田辺市次世代育成支援行動計画」策定
2006年 (平成18年)	・「国連障害者の権利条約」採 択	 「日本司法支援センター(法テラス)」開設 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「高年齢者等の雇用の安定に関する法律(高齢者雇用安定法)」一部改正 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 		• 「田辺市高齢者保健福祉計画 2006」策定
2007年 (平成19年)				 「第1次田辺市総合計画」策定 「田辺市人権施策基本方針」 策定 「田辺市男女共同参画プランリ策定 「田辺市障害者計画」策定 「田辺市障害福祉計画」策定

田辺市人権施策基本方針

(平成19年3月発行)

田辺市役所 企画部人権推進課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地 TEL 0739-26-9912(直) 0739-22-5300(代)

FAX 0739-22-5310(代)

E-mail jinken@city.tanabe.lg.jp 市ホームページ http://city.tanabe.lg.jp/